

# 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付金一覧

令和7年4月1日現在

※くわしくは、お問い合わせください。木更津市役所こども家庭支援課 0438-23-7249

資金種別	対象 (*1)	内容	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還(返済)期間	利率
事業開始	母・父・寡婦等・団体	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	個人 3,580,000円		1年	7年以内	無利子(*2)
			団体 5,370,000円				
事業継続	母・父・寡婦等・団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等の購入資金	個人 1,790,000円		6か月	7年以内	無利子(*2)
			団体 1,790,000円				
修学資金	児童・子	高等学校、大学等に就学するために必要な授業料、書籍代、交通費等のための資金	別表のとおり	就学期間中	卒業後6か月	(公立) 借りた期間の3倍 (私立) 借りた期間の4倍 *専修(一般)は5年以内 *ただし、据え置き期間経過後20年以内を限る	無利子
就学支度	児童・子	就学・修業するために必要な被服等の購入及び入学金等の一時金のために必要な資金	別表のとおり		(小・中学校) 中学校卒業後6か月 (その他)卒業後6か月	(小中学校) 1年以内 (その他学校) 修学資金と同じ期間 (修業施設) 5年以内	無利子
修業資金	児童・子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円	知識技能習得期間中5年以内	知識技能習得期間後1年	20年以内	無利子(*2)
			自動車運転免許取得 460,000円				
就職支度	母・父・児童・寡婦等	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	月額 110,000円		1年	6年以内	親に係る貸付無利子(*2) 児童に係る貸付無利子
			自動車購入を含む場合 340,000円				

\*1 母:母子家庭の母(配偶者のいない女子で、20歳未満の児童を扶養している者)

父:父子家庭の父(配偶者のいない男子で、20歳未満の児童を扶養している者)

児童:母子・父子家庭で扶養されている児童(児童と同時に扶養されている20歳以上の子等を含む)

寡婦等:配偶者のない女子でかつて母子家庭の母であった者(寡婦)、寡婦に扶養されている20歳以上の子(弟妹・孫等、民法に定める扶養義務者を含む)または40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない者(寡婦以外)(一部所得制限あり) 子:上記母子家庭の母および父子家庭の父ならびに寡婦が扶養する子、父母のない20歳未満の児童 団体:母子・父子福祉団体

\*2 原則、連帯保証人が必要です。状況により、連帯保証人を不要とできる場合があります。連帯保証人を立てない場合は、年1.0%の有利貸付となります。

# 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付金一覧

令和7年4月1日現在

※くわしくは、お問い合わせください。木更津市役所こども家庭支援課 0438-23-7249

資金種別	対象 (* 1)	内容	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還(返済)期間	利率
生活	母・父・寡婦等	知識技能習得期間中に生活を維持するために必要な資金	月額 141,000円 生計中心者でない場合 月額76,000円	知識技能習得期間中5年以内	貸付期間満了後6か月	20年以内	無利子(* 2)
	母・父・寡婦等	医療、介護を受けている期間中に生活を維持するために必要な資金	月額114,000円 生計中心者でない場合 月額76,000円	医療、介護を受けている期間中1年以内	貸付期間満了後6か月	5年以内	無利子(* 2)
	母・父	母子(父子)家庭になって7年未満の者が生活を維持するために必要な資金	月額114,000円 生計中心者でない場合 月額76,000円 ※生活安定期間中の養育費取得に係る裁判に要する費用については、12月相当1,368,000円を限度とする一括貸付可	母子(父子)家庭になった日から7年以内 合計2,736,000円が限度	貸付期間満了後6か月	8年以内	無利子(* 2)
	母・父・寡婦等	失業中の生活を維持するために必要な資金	月額114,000円 生計中心者でない場合 月額76,000円	離職した日の翌日から1年以内	貸付期間満了後6か月	5年以内	無利子(* 2)
	母・父	児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者が生活を維持するために必要な資金(児童扶養手当を受給している者は除く)	児童扶養手当の支給額 46,690円 ※第2子以降がいる場合は加算額分、限度額が上昇	原則3ヶ月以内 (適当と認められる場合は3ヶ月の延長を計1年まで可能)	貸付期間満了後6か月	10年以内	無利子(* 2)

\*1 母:母子家庭の母(配偶者のいない女子で、20歳未満の児童を扶養している者)

父:父子家庭の父(配偶者のいない男子で、20歳未満の児童を扶養している者)

児童:母子・父子家庭で扶養されている児童(児童と同時に扶養されている20歳以上の子等を含む)

寡婦等:配偶者のない女子でかつて母子家庭の母であった者(寡婦)、寡婦に扶養されている20歳以上の子(弟妹・孫等、民法に定める扶養義務者を含む)または40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない者(寡婦以外)(一部所得制限あり)

子:上記母子家庭の母および父子家庭の父ならびに寡婦が扶養する子、父母のない20歳未満の児童 団体:母子・父子福祉団体

\*2 原則、連帯保証人が必要です。状況により、連帯保証人を不要とできる場合があります。連帯保証人を立てない場合は、年1.0%の有利貸付となります。

# 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付金一覧

令和7年4月1日現在

※くわしくは、お問い合わせください。木更津市役所こども家庭支援課 0438-23-7249

資金種別	対象 (*1)	内容	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還(返済)期間	利率
医療介護	母・父・児童・寡婦等 (介護は児童は除く)	医療又は介護(医療、介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	医療 340,000円 ※所得税非課税世帯等 480,000円		医療又は介護期間後6か月	5年以内	無利子(*2)
			介護 500,000円				
技能習得	母・父・寡婦等	事業を開始し又は就職するため必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 自動車運転免許取得 460,000円	知識技能習得期間中5年以内	知識技能習得期間後1年	20年以内	無利子(*2)
			1,500,000円 被災等特別な事情があると認められる場合 (特別) 2,000,000円				
住宅	母・父・寡婦等	住宅の補修、保全、改築等に必要な資金	260,000円		6か月	6年以内(特別は7年以内)	無利子(*2)
転宅	母・父・寡婦等	住居を移転するために必要な敷金、権利金等の一時金及び特に必要な運送代のための資金	330,000円		6か月	3年以内	無利子(*2)
結婚	母・父・寡婦等	扶養する児童や子の結婚に際し必要な挙式等のための資金			6か月	5年以内	無利子(*2)

\*1 母:母子家庭の母(配偶者のいない女子で、20歳未満の児童を扶養している者)

父:父子家庭の父(配偶者のいない男子で、20歳未満の児童を扶養している者)

児童:母子・父子家庭で扶養されている児童(児童と同時に扶養されている20歳以上の子等を含む)

寡婦等:配偶者のない女子でかつて母子家庭の母であった者(寡婦)、寡婦に扶養されている20歳以上の子(弟妹・孫等、民法に定める扶養義務者を含む)または40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない者(寡婦以外)(一部所得制限あり) 子:上記母子家庭の母および父子家庭の父ならびに寡婦が扶養する子、父母のない20歳未満の児童 団体:母子・父子福祉団体

\*2 原則、連帯保証人が必要です。状況により、連帯保証人を不要とできる場合があります。連帯保証人を立てない場合は、年1.0%の有利貸付となります。